

全国農業会議所の稲垣専務に聞く営農型太陽光の現在地

「望ましい」定義が無く農業委員会は苦慮、改善目指す

営農型太陽光発電事業の実施にあたっては、農地の一時転用許可が必須であり、その申請を受け付けるのが、全国の市町村に設置された農業委員会。全国農業会議所は農業委員会ネットワーク機構と位置付けられた農業委員会の全国組織で、各地の農業委員会の相談を受けたり、支援を行ったりしている。専務理事の稲垣照哉氏は農林水産省の「望ましい営農型太陽光発電に関する検討会」メンバーだが、「営農型には良いものと悪いものの2通りしかなく、悪いものは徹底的に排除すべき」と主張する。同氏に話を聞いた。

-全国農業会議所とは

稲垣 「農業委員会等に関する法律」で全国農業委員会ネットワーク機構と位置付けられている一般社団法人。全国1696の市町村にある農業委員会を支援している。具体的には農業委員会支援のため農地に関する情報の収集、整理、提供の他、農家の経営支援、新規就農者の支援を行っている。

-再生可能エネルギーへの率直な印象は

稲垣 学生時代から経済と環境に関する本を読んで持続可能な社会への関心はあった。福岡県朝倉市の三連水車へ出かけたり、若いころから農業・農村と環境の親和性を感じていた。

カーボンニュートラルやESGが世界の潮流になった。個人的にも再生エネルギーによって化石燃料の購入を削減し、地域経済発展までつながるのは理想だ。ただ、現状はそうっていない。市町村の農業委員会は日々、農業の実態に疑問符がつくような悪い営農型太陽光の申請対応に苦慮している。農地転用許可に関係する立場としては、法的な整合性も必要だが、地域との調和、合意が同等以上に重要であり、あるべき姿と従前から思っている。

-農業の課題と営農型太陽光への期待は

稲垣 農業就業人口の激減と高齢化の進展に危機意識を持っている。再生可能エネルギーを農業・農村に取り込むことで、その持続的発展に寄与できる余地は高いものと思っている。

-良い営農型とは

稲垣 農業の「担い手」が他産業従事者並みの収入が得られるような収入の一部に位置付けられたり、電力の自給により生産費の軽減に寄与することだ。

-現在の営農型についての認識は

稲垣 本来は発電事業が行えない農地を利用する手段と化している。農地は他の地目に比べ、土地がらみのコストが圧倒的に安いことが発電事業者のメリットになってしまっている。設備設置者は農業者のパートナーとなるべきなのに、パネル置き場にして農業者は二の次という案件もみられる。これでは困る。

作物も地域に根ざしたものではなく、食料安全保障への寄与が不明瞭なサカキ、シキミやみょうがなど日陰でも育つものが選定される傾向にある。加えて、一時転用許可の更新が不許可になった案件に作付けが確認できなかったり、収穫物の販路がないといったケースがみられる。地域比較での単収8割が確保ができていなくても、更新前に作物転換して回避されるという報告もある。「農業を舐めるな」と言いたい。各地の農業委員会は、来る日も来る日もこういった「悪い」案件ばかり見せられている。

現場に「望ましい」事例の知見が乏しいことが課題だ。望ましい形を公的に定義づけるべきだろう。現在の検討会で、これを示すことができれば良いと思っている。オフィシャルな定義が



稲垣氏

できれば、市町村の農業委員会から発電事業者に「こういった事業をやれないか」と示せる。現場の支援にもつながる。

-営農型の今後について

稲垣 営農型の発電設備を設置する主体が個人ばかりではなく、今後は市町村(第三セクター含む)や農業協同組合などの組織体になることも望ましいのではないかと考えている。地域計画における営農型太陽光の関連付けによってフェーズが変わった。

10年後の土地利用を見据えた地域計画が農業経営基盤強化促進法のもとこの3月末に全国の市町村で策定された。その区内で営農型を設置する場合、協議の場において農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして合意を得ることが営農型のガイドラインに明記された。つまり、ある農地の点での判断に面的な観点での判断の要素が加わった。各経営体が個別に設置すると今後の農地集約化を阻害する恐れがあり、より公的な立場が推進すべきだろう。